

# 滋賀県の個人情報保護制度

## 1 個人情報保護制度の目的

電子計算機をはじめとする情報処理技術の発達により、生活が便利で豊かになってきている反面、自分に関する情報が予期しない形で集められたり、利用されているのではないかといった不安感や個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の危険性が指摘されています。

こうした不安感を除去するとともに個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、県の機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、事業者の個人情報の取扱いについての責務等を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的として平成7年3月17日「滋賀県個人情報保護条例」（平成7年滋賀県条例第8号）を制定し、平成7年10月1日から施行しています。

また、国において「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）が平成15年5月30日に制定されたことなどを踏まえ、滋賀県個人情報保護条例を平成16年12月28日に改正し、平成17年4月1日から施行しています。

## 2 個人情報保護制度の概要

### (1) 条例の特徴

- ア 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も保護の対象としています。
- イ 県が保有する個人情報については、自己の情報を知り、かつ、訂正や利用停止を求めることができる開示請求権、訂正請求権および利用停止請求権を具体的な権利として創設しています。
- ウ 民間事業者の責務を明確にし、個人に関する情報の保護に対する民間事業者の自主的な対応の促進を図っています。

### (2) 県の取り扱う個人情報の保護

#### ア 実施機関

個人情報保護制度を実施する県の機関（実施機関）は、次のとおりとなっています。

- ・知事            ・議会            ・教育委員会        ・選挙管理委員会    ・人事委員会
- ・監査委員        ・労働委員会        ・公安委員会        ・警察本部長        ・収用委員会
- ・海区漁業調整委員会    ・内水面漁場管理委員会    ・公営企業管理者

公安委員会および警察本部長については、平成18年4月1日からの施行となります。

#### イ 実施機関における個人情報の取扱い

##### (ア) 保有の制限（第5条）

個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

また、その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないことになっています。

(イ) 取得の制限 (第6条)

原則として、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならないこと、また、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は取得してはならないことになっています。

(ロ) 正確性および安全性の確保 (第7条)

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去または現在の事実と合致するように保ち、必要なくなった個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければなりません。

保有個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(ハ) 利用および提供の制限 (第8条)

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(ニ) 電子計算機等の結合による提供の制限 (第9条)

原則として、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(ホ) 委託等に伴う措置 (第10条)

実施機関は、個人情報を取扱いを伴う事務を委託するとき、または公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に必要な措置を講じなければなりません。

受託事業者または指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(ヘ) 個人情報取扱事務の登録および閲覧 (第12条)

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

ウ 自己情報の開示・訂正・利用停止

(ア) 開示請求権 (第13条)

何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 訂正請求権 (第28条)

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加または削除を含む。)の請求をすることができます。

(ロ) 利用停止請求権 (第36条)

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が条例に違反して保有、取得、利用または提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。

エ 苦情の処理および不服申立て

(ア) 苦情の処理 (第42条)

実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

(イ) 不服申立てがあった場合の手続 (第43条)

実施機関が行った開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

当該不服申立に対する決定または裁決をすべき実施機関は、滋賀県個人情報保護審議会に諮問をし、その答申を尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

#### オ 罰則（第63条～第68条）

条例の実効性を担保するために、実施機関の職員や受託業務の従事者等が、不正に保有個人情報を提供等した場合は処罰されます。

### (3) 事業者の保有する個人情報の保護

#### ア 事業者の責務（第46条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な取得、利用、管理等に努めなければなりません。

#### イ 指導および助言（第47条）

知事は、事業者が個人情報の適正な取得、利用、管理等をおこなうよう、必要な指導および助言を行うこととなっています。

#### ウ 説明または資料の提出要求（第48条）

知事は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあるとき、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができます。

#### エ 是正の勧告（第49条）

知事は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができます。

#### オ 事実の公表（第50条）

知事は、事業者が説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

#### カ 苦情相談の処理（第51条）

知事は、事業者の行う個人情報の取り扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

## 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、その事務の目的、取り扱う個人情報の態様等を記載した個人情報取扱登録簿を作成しています。

個人情報取扱事務は、その内容により、全庁共通事務、地方機関共通事務、固有事務の3つに区分されています。

平成17年3月末現在の登録件数は1,024件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県民情報室および県内6ヶ所の地域振興局等の行政情報コーナーに開架され、閲覧することができます。

#### 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

実施機関		16年度末
知事部局	政策調整部	32
	総務部	54
	県民文化生活部	143
	琵琶湖環境部	110
	健康福祉部	270
	商工観光労働部	103
	農政水産部	145
	土木交通部	87
	出納局	4
	(知事部局小計)	948

実施機関		16年度末
教育委員会		60
選挙管理委員会		5
人事委員会		-
監査委員		1
労働委員会		3
収用委員会		2
琵琶湖海区漁業調整委員会		2
内水面漁場管理委員会		2
公営企業管理者		1
(行政委員会等小計)		76
合計		1,024



## (2) 開示請求の実施機関別内訳

(件)

区 分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計
知 事 部 局	政策調整部									2		2
	総務部	2	2	1	14	8	2	2	1			32
	県民文化生活部							1				1
	琵琶湖環境部											
	健康福祉部		2		1	4	3	2	9	7	11	39
	商工観光労働部											
	農政水産部								1			1
	土木交通部							1	2	3	3	9
	出納局											
	(知事部局小計)	2	4	1	15	12	5	6	13	12	14	84
教育委員会	1		3	2	3	2	2	2	4	3	22	
選挙管理委員会												
人事委員会												
監査委員												
労働委員会												
収用委員会												
琵琶湖海区 漁業調整委員会												
内水面漁場 管理委員会												
公営企業管理者												
合 計		3	4	4	17	15	7	8	15	16	17	106

### 3 簡易開示の状況

実施機関があらかじめ定めた試験の結果などの個人情報、口頭により開示の請求をし、その場で閲覧することができることになっています。この制度を簡易開示と呼んでいます。

この簡易開示は、調理師試験をはじめとする34の試験を対象としていますが、平成16年度は、294件の請求があり、すべて開示しました。

(件)

区 分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計	
知 事 部 局	政策調整部									282	100	382	
	総務部	36	189	357	298	275	233	230	332			1,950	
	県民文化生活部									7	5	12	
	琵琶湖環境部			3	2	2	4			2	6	19	
	健康福祉部	183	315	246	245	413	408	335	374	366	161	3,046	
	商工観光労働部		9	8	6	3	10	11	20	14	22	103	
	農政水産部	2	1	2		6	1	5		6		23	
	土木交通部												
	出納局												
	(知事部局小計)	221	514	616	551	699	656	581	726	677	294	5,535	
教育委員会													
選挙管理委員会													
人事委員会													
監査委員													
労働委員会													
収用委員会													
琵琶湖海区 漁業調整委員会													
内水面漁場 管理委員会													
公営企業管理者													
合 計		221	514	616	551	699	656	581	726	677	294	5,535	

#### 4 不服申立ての件数

開示請求または訂正請求に対する決定に不服のある場合、行政不服審査法に基づき、不服申立てによる救済を受けることができます。平成16年度はありませんでした。

(件)

区分	不服申立件数	個人情報保護審議会				実施機関の処理状況				
		諮問	答申済	審査中	取下げ	却下	棄却	全部認容	一部認容	未決定
平成10年度	1	1	1				1			
平成11年度	1	1	1				1			
平成12年度	0									
平成13年度	0									
平成14年度	1									
平成15年度	0									
平成16年度	0									
合計	3	2	2				2			

(注)平成14年度の1件は諮問前に取下げ

#### 5 諮問案件の内容および処理状況(不服申立てに係るもの)

これまでの不服申立てに係る諮問案件の内容および処理状況は以下のとおりです。

諮問番号	不服申立て案件	実施機関	原処分 ----- 不服申立て 年月日	個人情報保護審議会		決定内容	
				諮問 ----- 答申	答申内容	年月日	内容
1	「平成10年度県立学校入学選抜に係るの答案用紙」の不開示決定処分に対する異議申立て	教育委員会	10.4.7 ----- 10.6.4	10.6.15 ----- 10.11.30	本件対象個人情報を開示とした決定は、妥当である。	10.12.14	棄却
2	「医療保護入院者の入院届、医療保護入院(第33条第2項)の入院届および医療保護入院者の定期病状報告書」の一部開示決定に対する不服申立て	知事	11.4.15 ----- 11.5.19	11.6.18 ----- 12.3.17	本件対象個人情報を開示とした決定は、妥当である。	12.5.23	棄却



## 6 苦情処理の状況

県の機関（実施機関）は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、適切かつ迅速に処理することとなっていますが、平成16年度における苦情はありませんでした。

## 7 苦情相談の状況

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関し苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めることとなっていますが、平成16年度における苦情相談はありませんでした。

## 8 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関から諮問された事項の審議ならびに個人情報保護制度の運営および改善に関する事項について建議を行うこととなっています。

また、平成14年8月5日から住民基本台帳法第30条第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会を兼ねています。

審議会の委員は7名で、任期は2年となっています。

### 個人情報保護審議会の開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項
第22回	平成16年5月18日	・ 滋賀県個人情報保護制度の見直しについて
第23回	平成16年6月17日	・ 平成15年度個人情報保護条の運用状況について ・ 滋賀県個人情報保護制度の見直しについて
第24回	平成16年6月29日	・ 住民基本台帳ネットワークシステム利用事務について ・ 滋賀県個人情報保護制度の見直しについて
第25回	平成16年7月13日	・ 滋賀県個人情報保護制度の見直しについて
第26回	平成16年8月25日	・ 滋賀県個人情報保護制度の見直し(まとめ)について
第27回	平成16年9月8日	・ 滋賀県個人情報保護条例の改正について
第28回	平成16年12月27日	・ 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用拡大について
第29回	平成17年1月25日	・ 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用拡大について
第30回	平成17年2月7日	・ 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用拡大について
第31回	平成17年3月11日	・ 死者に関する個人情報の取扱いについて ・ 個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務について
第32回	平成17年3月28日	・ 個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務について

個人情報保護審議会意見・答申

- ・滋賀県個人情報保護条例の改正に係る意見（平成16年9月1日）
- ・個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務について（平成17年3月29日）
- ・死者に関する個人情報の取扱いについて（平成17年3月29日）

個人情報保護審議会の委員名簿（平成17年3月現在）

氏名	職業等	備考
うの かずえ 宇野 一枝	大津市教育相談センター相談員	
ながお じすけ 長尾 治助	立命館大学名誉教授・弁護士	会長
なかたに まさよ 中谷 眞三代	滋賀県立大学・大学院非常勤講師	
なかたに みのる 中谷 実	南山法科大学院教授	
ほうの よしひろ 坊野 善宏	弁護士	会長代理
みやむら むねお 宮村 統雄	(財)びわ湖ホール副理事長	
やすだ かずよ 安田 一代	(株)ホンネット代表取締役	